

政治家[※]の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

■甘楽町選挙管理委員会（総務課内 内線213・214）

寄附禁止のルールを守りましょう

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に対して寄附することは、罰則をもって禁止されています。

また、政治家以外の人が政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある人に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

④後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある人に対して、花輪・供花・香典・祝儀やこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、処罰されます。

⑤寒中見舞などのあいさつ状の禁止

政治家が、選挙区内にある人に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞いなど時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が選挙区内にある人に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

※政治家：立候補予定者や現在公職（衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会議員および長）にある人

みんなで徹底しよう 三ない運動

地域の運動会・
スポーツ大会への飲食物
などの差入



病気見舞
また、お歳暮や
お年賀など

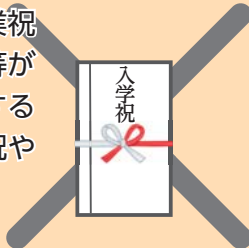


三ない運動

- ・贈らない！
- ・求めない！
- ・受け取らない！

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

入学祝・卒業祝
また、秘書等が代理で出席する場合の結婚祝や葬儀の香典



お祭りへの寄附・差入
また、開店祝などの花輪



町内会の集会・
旅行などの催物への寸志・飲食物の差入

